

次期京都市農林行政基本方針検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 次期京都市農林行政基本方針の策定に関し、今後の本市農林行政展開の方向性について具体的な検討を行うにあたり、専門的な見地から幅広い意見や助言を聴取するとともに、意見交換を行うことを目的として、次期京都市農林行政基本方針検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、農林業関連・産業等に携わる者及びその他市長が適当と認める者から、市長が依頼する。

(任期)

第3条 委員の任期は、就任の日から令和3年3月31日までとする。

(座長の指名等)

第4条 市長は委員のうちから検討会の座長を指名する。

2 座長は、議事の進行をつかさどる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務を処理するため、産業観光局農林振興室農林企画課に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

(廃止)

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。